

香川県立保健医療大学公開講座規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第49条の規定に基づき、公開講座に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公開講座は、広く県民に健康と医療技術に関する知識の普及と県内の医療技術関係者の資質の向上に資することを目的とする。

(種類)

第3条 公開講座は、一般県民を対象とした一般公開講座及び医療技術関係者を対象とした専門公開講座の2種類とする。

(講師)

第4条 公開講座の講師は、本学の教員とする。ただし、学長が必要があると認めるときは、学外の学識経験者を講師とすることができる。

(受講料)

第5条 公開講座の受講料は、無料とする。ただし、受講に要する教材費その他の諸経費は、受講生の負担とする。

(施設等の利用)

第6条 受講生は、担当教員及び必要な大学の施設、設備及び備品の管理責任者の承認を得て、当該施設等を利用することができる。

(修了証書)

第7条 学長は、公開講座を受講し、所定の課程を修了した者に対し、修了証書を授与することができる。

(委員会)

第8条 公開講座の企画及び運営及び実施に関し必要な事項は、本学の教職員で組織する広報・公開講座委員会が当たるものとする。

2 公開講座委員会は、公開講座の内容、時期その他公開講座の実施に関し必要な事項を審議する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。